

📖 8月1日より貨物貿易の外貨管理制度改革が全
国まで拡大、紙ベースの輸出照合が不要に

2012年7月4日
第50号

トランザクションバンキング部
中国調査室

2012年6月27日付で、国家外貨管理局、国家税務総局と税関総署は連名で「国家外貨管理局、国家税務総局と税関総署による貨物貿易外貨管理制度改革の公告」（国家外貨管理局公告 2012年第1号 以下「1号公告」と略）を公布、同日に国家外貨管理局は別途「国家外貨管理局による貨物貿易外貨管理法規関連問題の通知」¹（匯発[2012]38号 以下「通知」と略）を公布しました。2012年8月1日からの両通知の実施に伴い、2011年12月1日より一部のパイロット地域で行われてきた貨物貿易外貨管理改革が、中国全域に拡大されることとなります。

<「1号公告」のポイント>

🚦 貨物貿易外貨管理方式の変更：

輸出照合手続（通関記録と決済記録を照合）が廃止され、企業の外貨収支に対しオフサイト総量検査を実施（パイロット地域における試行内容を中国全域に拡大）。

🚦 動的な分類管理の実施：

輸出入業務を取扱う企業に対して、貿易管理規定の遵守実績に基づき、「A類」「B類」「C類」に分類する（パイロット地域における試行内容を中国全域に拡大）。

🚦 輸出通関手続の変更：企業が輸出通関手続をする際、輸出照合書の提出不要。

🚦 輸出税還付手続の変更：企業が輸出に伴う増値税還付の申請際、輸出照合書の提出不要。

¹ 「通知」の添付ファイルとして、「貨物貿易外貨管理手引」（以下「手引」と略）、「貨物貿易外貨管理手引実施細則」（以下「実施細則」と略）、「貨物貿易外貨管理手引操作規程」（銀行企業版）、「貨物貿易外貨収支情報申告管理規定」が同時に公布されました。

1. 公布の背景

国家外貨管理局、国家税務総局、および税関総署は、2011年9月に「貨物貿易外貨管理改革試行の公告」²を公布し、江蘇省、山東省、湖北省、浙江省（寧波市を除く）、福建省（アモイ市を除く）、大連市、青島市の七つのパイロット地域において、貨物貿易外貨管理改革の試行を開始しました。この試行では、従来の輸出入照合（核銷）をベースとした貨物貿易外貨管理制度を廃止し、代わりに輸出入業務を取扱う企業を「A類企業」、「B類企業」、「C類企業」に区分した上、正常企業と見なされる「A類企業」では、貨物貿易外貨収支に関連する手続を大幅に簡素化する一方で、「リスクのある企業」と見なされる「B類企業」と「リスクの高い企業」と見なされる「C類企業」に対しては、貨物貿易外貨収支の業務種類や決済方式等において各種制限を加える、分類管理が行われています。また、企業の分類管理と同時に、企業の貨物貿易外貨収支に対して、企業毎にオフサイトでの総量検査を実施、検査で問題があった企業に対してはオンサイトでの検査を行うこととしています。

今回の「1号公告」および「通知」は、パイロット地域での試行結果を踏まえ、貨物貿易に関する外貨管理改革を中国全域まで拡大したものです。

2. 「1号公告」の主要内容

「1号公告」では、上述した貨物貿易外貨管理方式の変更と企業分類管理³のほか、輸出通関手続、および輸出に伴う増値税還付手続の簡素化等の内容が含まれています。

<輸出通関手続の簡素化>

2012年8月1日より、貨物貿易外貨管理改革の中国全域への拡大に伴い、全国で貨物貿易外貨モニタリングシステムが稼働します。これにより、国家外貨管理局と税関総署との間で貨物貿易に係わる情報の共有が実現し、8月1日以後に輸出通関手続を行う場合、紙ベースの輸出照合書の提出が不要となります。

² 詳細はBTMU (China) 実務・制度ニュース・レター第38号をご参照ください。
リンク先：<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311092601.pdf>

³ 貨物貿易外貨管理方式の変更と分類管理の内容は、試行段階と大きな変更はありません、詳細はBTMU (China) 実務・制度ニュース・レター第 38 号をご参照ください。

＜輸出税還付手続の簡素化＞

2012 年 8 月 1 日以後、輸出企業が輸出に伴う増値税還付を申請する際には、紙ベースの輸出照合書の提出が不要となります。「1 号公告」によれば、2012 年 8 月 1 日前後の輸出通関手続、並びに輸出貨物の税還付に対して、それぞれ以下の通りで対応することになります。

- ✓ 2012年8月1日以後に輸出通関手続を行う貨物（税関の「輸出貨物通関書[輸出税還付専用]」欄に明記した輸出日を基準とする。以下同）については、輸出に伴う増値税還付申告の際、輸出照合書の提出が不要。
- ✓ 2012年8月1日以前に輸出通関手続を行う貨物のうち、7月31日までに輸出照合期限が到来しておらず、且つ未照合の場合、上記の方法で取り扱う。
- ✓ 2012年8月1日以前に輸出通関手続を行う貨物のうち、7月31日までに輸出照合期限が到来していないが照合済みの場合、および輸出照合期限が到来した場合には、改革前の輸出に伴う増値税還付関連規定に基づき取り扱う。

＜輸出外貨受取期限満了後の未照合業務処理＞

新旧政策の連続性を勘案し、「1 号公告」では、改革実施以降の輸出外貨受取期限満了後の未照合業務に対し、以下の対応方法を定めています。

- ✓ 2012年8月1日以前に輸出通関手続を行う貨物で、7月31日までに輸出照合期限が到来する場合には、企業は7月31日までに輸出照合手続を行わなければならない。
- ✓ 8月1日以降、外管局は輸出照合手続を実施せず、輸出照合書は発行しない。
- ✓ 企業において関連外貨証明の発行が必要な場合には、外管局は元の輸出照合監督管理規定に基づき個別案件として取扱う。

3. 主な変更点（試行段階との比較）

2012 年 8 月 1 日以後、中国全域で実施される貨物貿易外貨管理改革の主要内容は、基本的に、試行段階における管理の枠組みに沿った形のものとなっていますが、細かい部分では変更がありますので、ご留意いただく必要があります。

✓ 輸出収入の域外留保関連

試行段階
✓ 輸出収入の域外留保管理については、貿易貨物輸出収入域外留保の関連規定に基づいて取り扱う



2012年8月1日以後
✓ 以下の管理内容を新規追加： ・ 輸出収入の域外留保条件 ・ 集団企業の輸出収入域外留保の外貨受取・支払集中管理 ・ 輸出収入の域外留保申請 ・ 輸出収入の域外留保専用口座収支範囲等内容等

✓ 保税監督管理地域関連

試行段階
✓ 非保税貿易外貨収支と保税貿易外貨収支に対する「貨物貿易外貨管理手引」（以下、「手引」）の適用の明記なし ✓ 別途規定がある場合を除き、保税監督管理地域における企業の貿易外貨収支は「手引」を参照適用



2012年8月1日以後
✓ 非保税貿易外貨収支の場合、原則として「手引」を適用 ✓ 保税貿易外貨収支の場合、原則として「手引」を参照適用 ✓ 保税監督管理地域の外貨管理政策に別途規定がある場合、その規定を適用

✓ システム経由で外管局への要報告事項

試行段階
以下の業務は、発生日より30日以内にシステム経由で外管局に予定受取・支払または輸出入の日付等情報を要報告： (一) 30日超（30日を含まず）の前受け、前払い (二) 90日超（90日を含まず）のユーザンス回収、延払い (三) 90日超（90日を含まず）のL/C方式（延期を含む）で決済する貿易外貨収支 (四) B、C類企業による分類管理の有効期間内に発生した前受け、前払い、30日超（30日を含まず）ユーザンス回収、延払い (五) 1件の契約下で仲介貿易の受取日と支払日との期間が90日超（90日を含まず）、且つ「先収後支」（資金受取後に支払）または「先支後収」（支払後に資金受取）での外貨支払金額が50万米ドル（50万米ドルを含まず）相当額を超える業務。



2012年8月1日以後
✓ 左表に列挙されている（一）、（二）、（四）の場合、要報告事項は予定受取・支払または輸出入の日付等情報に加え、関連企業取引情報の報告を追加。 ✓ 「（六）その他の報告すべき事項」を追加。

✓ オンサイト検査の実施条件

試行段階
(一) いずれかの総量審査指標が本地区の指標許容値から 50%以上乖離した場合 (二) いずれかの総量指標が 4 審査期連続で本地区の指標許容値を超過した場合 (三) 前受け、前払い、ユーザンス回収、延払の各項目の貿易与信残高比率が 25%より大きい場合 (四) 来料加工の加工賃比率が 30%より大きい場合 (五) 仲介貿易の収支の差額が支出比率の 20%より大きい場合 (六) 1 件の送金取消金額が 50 万米ドル相当を超え、且つキャンセル件数が 12 件より多い場合 (七) 外管局がオンサイト検査が必要と認定したその他の状況



2012年8月1日以後
✓ オンサイト検査の実施条件として以下を追加 ・1年以上の前受け、前払い、ユーザンス回収、または延払いの貿易与信発生額比率が 10%より大きい場合

✓ 関連企業取引

試行段階
✓ なし



2012年8月1日以後
✓ 関連企業取引の定義と類型を新規追加

✓ B、C 類企業の監督管理有効期間

試行段階
✓ B、C類企業の分類監督管理有効期限到来時に、外管局は当該企業に対し、監督管理有効期間内の関連外貨管理規定の遵守状況について総合的な評価を行い、当該企業の資金の流れと貨物の流れの乖離の程度、変化及び違法行為の有無等によって、分類結果を調整しなければならない。



2012年8月1日以後
✓ 以下内容を追加： ・分類監督管理有効期間中に、指標状況が良くなり、且つ違法行為が発生していない B 類企業は、B 類に列挙された日より 6 ヶ月後、外管局の登記を経て、以下の規制を解除。 ◇ 企業は、支払期間が 90 日超（90 日を含まず）の延払業務を行ってはならず、90 日超（90 日を含まず）の外貨回収条項を含んだ輸出契約を締結してはならない。企業は、受取・支払日の間隔が 90 日超（90 日を含まず）の仲介貿易外貨収支業務を行ってはならない。

✓ C 類企業に係わる監督管理

試行段階	2012年8月1日以後
(一) 所在地外管局に都度登記手続きを行う。外管局は登記手続きを行う際、企業を送金方式（前払い、前受けは除く）で決済する場合は、相応の輸入・輸出貨物通関書、輸入・輸出契約書を審査する。L/C、取立方式で決済する場合は、輸入・輸出契約書とインボイスを審査する。前払、前受で決済する場合は、輸入・輸出契約書、インボイスを審査する。1 件につき 5 万米ドル相当を超える前払いに対しは、金融機関による確認済みテストキーを付された、域外金融機関が発行した前払いに関する保証状を審査しなければならない。 (二) 前受け、前払い、及び 30 日超（30 日を含まず）のユーザンス回収、延払いに対し、企業は本細則の規定に基づき所在地外管局へ関連情報を報告しなければならない。 (三) 企業は 90 日超（90 日を含まず）のユーザンス L/C（延長を含む）業務を行ってはならず、90 日超（90 日を含まず）の延払い、取立業務を行ってはならず、90 日超（90 日を含まず）の外貨回収条件を含んだ条項の輸出契約を締結してはならない。 (四) 企業は仲介貿易における外貨受取・支払を行ってはならない。 (五) 企業が多国籍企業グループにおける外貨集中受取・支払業務のメンバー企業の場合、当該企業は外貨集中受取・支払業務を継続して行ってはならない。企業が多国籍企業グループにおける外貨集中受取・支払業務の主管企業の場合、当該企業グループ全体の外貨集中受取・支払業務を停止しなければならない。 (六) 外管局が規定するその他の管理措置。	✓ 左表に列挙されている（三）の部分に、以下業務の取扱不可条項を追加 ・ 海外代付業務

なお、「1 号公告」および「通知」の実施日は 8 月 1 日からとなっていますが、実施日以降の具体的なオペレーション上の取扱い等につきましては、今後の各地当局の見解を確認する必要がありますので、ご注意ください。

以 上

以下は、中国語原文と日本語仮訳です。

中国語原文	日本語仮訳
国家外汇管理局 海关总署 国家税务总局关于货物贸易外汇管理制度改革的公告 国家外汇管理局公告 2012 年第 1 号 为大力推进贸易便利化，进一步改进货物贸易外汇服务和管理，国家外汇管理局、海关总署、国家税务总局决定，自 2012 年 8 月 1 日起在全国实施货物贸易外汇管理制度改革，并相应调整出口报关流程，优化升级出口收汇与出口退税信息共享机制。现公告如下： 一、改革货物贸易外汇管理方式 改革之日起，取消出口收汇核销单（以下简称核销单），企业不再办理出口收汇核销手续。国家外汇管理局分支局（以下简称外汇局）对企业的贸易外汇管理方式由现场逐笔核销改变为非现场总量核查。外汇局通过货物贸易外汇监测系统，全面采集企业货物进出口和贸易外汇收支逐笔数据，定期比对、评估企业货物流与资金流总体匹配情况，便利合规企业贸易外汇收支；对存在异常的企业进行重点监测，必要时实施现场核查。 二、对企业实施动态分类管理 外汇局根据企业贸易外汇收支的合规性及其与货物进出口的一致性，将企业分为 A、B、C 三类。A 类企业进口付汇单证简化，可凭进口报关单、合同或发票等任何一种能够证明交易真实性的单证在银行直接办理付汇，出口收汇无需联网核查；银行办理收付汇审核手续相应简化。对 B、C 类企业在贸易外汇收支单证审核、业务类型、结算方式等方面实施严格监管，B 类企业贸易外汇收支由银行实施电子数据核查，C 类企业贸易外汇收支须经外汇局逐笔登记后办理。	国家外貨管理局 税関総署 国家税務総局による貨物外貨管理制度改革に関わる公告 国家外貨管理局公告 2012 年 1 号 貿易便利化の推進に注力し、貨物貿易における外貨サービスと管理を一層に改善するため、国家外貨管理局、税関総署、国家税務総局は、2012 年 8 月 1 日より、全国範囲で貨物貿易外貨管理制度改革を実施することを決定し、それに応じる輸出通関プロセスの調整及び、輸出外貨受取と輸出税還付情報の共有体制の改善を行うことについて、ここに以下の通り公告する： 一、貨物貿易外貨管理方式の改革 改革実施日より、輸出外貨受取照合書（以下「照合書」と略）を取り消し、企業による輸出外貨受取の照合審査手続きを不要とする。国家外貨管理局分・支局（以下「外管局」と略）による企業の貿易外貨の管理方式を、オンサイトでの取引毎に都度照合審査から、オフサイトでの総量審査に変更する。外管局は、貨物貿易外貨モニタリングシステムを通じ、企業の貨物輸出入と貿易外貨収支のデータを全面的かつ取引毎に収集し、企業の貨物流と資金流との全体的な一致状況に対し定期的な照合、評価を行い、企業貿易外貨収支におけるコンプライアンスの利便化をはかる。異常の存在する企業に対し重点モニタリングを実施し、必要時にはオンサイト審査を実施する。 二、企業に対する動態分類管理の実施 外管局は、企業の貿易外貨収支のコンプライアンス状況および貨物輸出入との一致性に基づき、企業を A、B、C の 3 類に分ける。A 類企業は、輸入外貨支払を行う場合のエビデンスが簡素化され、輸入通関書、契約書もしくは発票などの取引の真実性を証明できるいずれかのエビデンスを基に、銀行で直接外貨支払を申請することができ、輸出外貨受取を行う場合には、オンラインでの照合審査が不要となり、銀行における外貨入出金の手続きもそれに応じて簡素される。B、C 類企業に対しては、貿易外貨収支エビデンス審査、業務類型、決済方式など方面で厳格な監督・管理を実施する。B 類

外汇局根据企业在分类监管期内遵守外汇管理规定情况，进行动态调整。A 类企业违反外汇管理规定将被降级为 B 类或 C 类；B 类企业在分类监管期内合规性状况未见好转的，将延长分类监管期或被降级为 C 类；B、C 类企业在分类监管期内守法合规经营的，分类监管期满后升级为 A 类。 三、调整出口报关流程 改革之日起，企业办理出口报关时不再提供核销单。 四、简化出口退税凭证 自 2012 年 8 月 1 日起报关出口的货物（以海关“出口货物报关单[出口退税专用]”注明的出口日期为准，下同），出口企业申报出口退税时，不再提供核销单；税务局参考外汇局提供的企业出口收汇信息和分类情况，依据相关规定，审核企业出口退税。 2012 年 8 月 1 日前报关出口的货物，截至 7 月 31 日未到出口收汇核销期限且未核销的，按本条第一款规定办理出口退税。 2012 年 8 月 1 日前报关出口的货物，截至 7 月 31 日未到出口收汇核销期限但已核销的以及已到出口收汇核销期限的，均按改革前的出口退税有关规定办理。 五、出口收汇逾期未核销业务处理 2012 年 8 月 1 日前报关出口的货物，截至 7 月 31 日已到出口收汇核销期限的，企业应不迟于 7 月 31 日办理出口收汇核销手续。自 8 月 1 日起，外汇局不再办理出口收汇核销手续，不再出具核销单。企业确需外汇局出具相关收汇证明的，外汇局参照原出口收	企業による貿易外貨収支は、銀行が電子データ審査を実施する。C 類企業による貿易外貨収支については、外管局へ取引の都度に登記した後取扱わなければならない。 外管局は、企業が分類監督管理期間内において外貨管理規定の遵守状況に基づき、動態調整を行う。A 類企業が外貨管理規定に違反した場合には、B 類もしくは C 類に降格される。B 類企業が分類監督・管理期間内にコンプライアンス状況に改善が見られない場合、監督管理期間の延期もしくは C 類へ降格する。B、C 類企業が分類監督・管理期間内にコンプライアンスを遵守した経営を行った場合、分類監督・管理期間満了後に A 類に昇格することができる。 三、輸出通関プロセスの調整 改革日以降、企業が輸出通関を行う際の照合書の提出を不要とする。 四、輸出税還付のエビデンス簡素化 2012 年 8 月 1 日以後に輸出通関手続を行った貨物（税関「輸出貨物通関書[輸出税還付専用]」欄に明記した輸出日を基準とする。以下同じ）について、輸出企業が輸出税還付を申告する際には、照合書の提出は不要。税務局は外管局が提供する企業輸出外貨受取情報および分類状況に基づき、関連規定に従い企業の輸出税還付を審査する。 2012 年 8 月 1 日以前に輸出通関手続を行った貨物で、7 月 31 日までに輸出照合期限が到来せず且つ未照合の場合には、上記の方法で処理する。 2012 年 8 月 1 日以前に輸出通関手続を行った貨物で、7 月 31 日までに輸出照合期限に到来しないが既に照合済みの場合、および輸出照合期限が到来している場合には、改革前の輸出税還付関連規定に基づき処理する。 五、輸出外貨受取期限到来後の未照合業務処理 2012 年 8 月 1 日以前に輸出通関手続を行った貨物で、7 月 31 日に輸出照合期限が到来した場合には、企業は 7 月 31 日までに輸出照合手続を行わなければならない。8 月 1 日より、外管局は輸出外貨受取照合手続を行わず、照合書を発行しない。企業において外管局が発行した
--	---

汇核销监管有关规定进行个案处理。

六、加强部门联合监管

企业应当严格遵守相关规定，增强诚信意识，加强自律管理，自觉守法经营。国家外汇管理局与海关总署、国家税务总局将进一步加强合作，实现数据共享；完善协调机制，形成监管合力；严厉打击各类违规跨境资金流动和走私、骗税等违法行为。

本公告涉及有关外汇管理、出口报关、出口退税等具体事宜，由相关部门另行规定。之前法规与本公告相抵触的，以本公告为准。自 2012 年 8 月 1 日起，本公告附件所列法规全部废止。

特此公告。

二〇一二年六月二十七日

関連外貨受取証明の発行が必要な場合には、外管局は元の輸出外貨受取照合監督管理の関連規定に基づき、個別案件として処理する。

六、部門連合監督管理の強化

企業は関連規定を厳格的に遵守し、信用意識と高め、自律管理を強化し、自覚を持って法に基づく経営をしなければならない。国家外貨管理局および税関総署、国家税務総局は連携をより一層の強化やデータの共有を実現し、協調体制の整備や共同監督管理体制を形成し、各類の規定に違反したクロスボーダー資金フローや密輸、税還付の騙し取りなど違法行為を厳格に打撃する。

本公告に関わる外貨管理、輸出通関、輸出税還付に関わる具体的な事項については、関連部門により別途規定する。以前の法規と本公告の内容が相違する場合には、本公告を基準とする。2012 年 8 月 1 日より、本公告の添付にて列挙された規定はすべて廃止する。

ここに公告する。

二〇一二年六月二十七日

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214
上海：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255